

## 行政機関の保有する統計関係文書の公開に関するガイドラインについて

平成 21 年 4 月 1 日  
改正 平成 31 年 4 月 26 日  
改正 令和 3 年 7 月 27 日  
統計企画会議申合せ

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の施行（平成13年4月1日）に伴い、行政機関が保有する統計関係文書も情報公開法第 2 条に規定する行政文書（行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの）に該当し、何人も目的を問わず行政文書の開示を請求することができるという開示請求権制度の対象とされている。

一方、統計法（平成19年法律第 53 号）においては、公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため（同法第 3 条第 4 項）、同法第 41 条及び第 43 条第 1 項により、調査票情報（同法第 2 条第 11 項に規定する調査票情報をいう。）、事業所母集団データベース（同法第 2 条第 8 項に規定する事業所母集団データベースをいう。）に記録されている情報、同法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報（同法第 2 条第 10 項に規定する行政記録情報をいう。）及び同法第 35 条第 1 項の規定により作成された匿名データ（同法第 2 条第 12 項に規定する匿名データをいう。）を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないとされ、また、同法第 40 条及び第 43 条第 2 項により、調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、同法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び匿名データに係る目的外使用が制限されている。

このような情報公開法の開示請求権制度の適正な運用及び統計法が求める秘密の保護を確保する観点から、統計関係文書として共通するものについて、情報公開法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断は、下記の「統計関係文書の公開に関するガイドライン」に沿って各府省が行うこととする。

なお、「行政機関の保有する統計調査関係文書の公開に関するガイドラインについて」（平成 13 年 3 月 16 日各府省統計主管課長等会議申合せ）は、廃止する。

## 統計関係文書の公開に関するガイドライン

### 1 本ガイドラインの性格

本ガイドラインは、行政機関が保有する統計関係文書のうち、調査票情報、事業所母集団データベース、統計法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報、同法第 35 条第 1 項の規定により作成された匿名データ、作成された基幹統計及び一般統計調査の結果、調査対象名簿、統計調査員名簿等主要なものについて、情報公開法に基づく開示請求に応じて開示・不開示の判断を行うに当たっての一般的な取扱いの指針を示すものである。

なお、本ガイドラインに個別に取り上げていない統計関係文書の取扱いについては、当該文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に該当するか否かを個別に判断することになる。

### 2 主要な統計関係文書の種類ごとの取扱い

#### (1) 調査票情報

##### ア 基幹統計調査に係る調査票情報

基幹統計調査に係る調査票情報については、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第 5 条第 6 号に該当すると解され、不開示とする。

##### イ 一般統計調査に係る調査票情報

一般統計調査に係る調査票情報についても、基幹統計調査に係る調査票情報の場合と同様、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第 5 条第 6 号に該当すると解され、不開示とする。

(説明)

ア 統計調査の目的は、調査の結果を分類集計して統計を作成すること、すなわち当該統計集団についてその集団性を記述することであり、調査の結果を被調査者に対する個別の行政上の処分等に利用することにあるのではない。

統計調査は、被調査者と調査実施者との間におけるこのような信頼関係を基盤として成立し発展してきたものであり、統計調査の過程で知り得た事項、調査の結果得られた調査票等の秘密は保護されなければならない、これは統計制度に対する基本的な要請であり、統計調査の成立と発展のための大原則である。

イ 基幹統計調査は、公的統計の根幹を成す重要性が特に高い基幹統計を作成するた

めに実施されるものであり、上記の考え方に基づき、被調査者の秘密を保護し（統計法第3条第4項、第41条及び第43条第1項）、統計法に特別の定めがある場合を除き行われた統計調査の目的以外での調査票情報の使用を禁止すること（同法第40条第1項）により、被調査者の信頼と協力の下にありのままの報告を得て、基幹統計の真実性の確保を図ることとしている。さらに、これを担保するため、個人又は法人その他の団体に対して報告義務を課すことができるとし（同法第13条）、この規定の実効性確保のため、報告拒否、虚偽報告等に対する罰則を設けている（同法第60条及び第61条）。

このような基幹統計調査に係る調査票情報については、仮に開示されることになれば、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査への協力を得ることが困難となり、その結果、統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。

なお、調査票情報の内容によっては、情報公開法第5条第1号又は第2号にも該当することがある。

ウ 一般統計調査に係る調査票情報についても、統計の真実性の確保についての要請は基幹統計の場合と異なるものではなく、被調査者の秘密を保護し、統計法に特別の定めがある場合を除き行われた統計調査の目的以外での使用を禁止することにより得られる被調査者の信頼は保護されるべきであることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。

また、調査票情報の内容によっては、情報公開法第5条第1号又は第2号にも該当することがある。

エ 行政機関又は地方公共団体が被調査者である基幹統計調査又は一般統計調査の調査票情報で、その内容が既に公にされている場合には、情報公開法第5条第6号に該当せず、開示の対象となることもあり得る。

オ 同一調査中に、統計の作成を目的とする事項と個別利用目的の事項が混在する場合には、統計の作成を目的とする事項に関する部分のみが「統計調査」に該当するため、個別利用目的の事項に関する部分については、一般の行政文書として、情報公開法に従って開示・不開示を判断することになる。

## (2) 事業所母集団データベース

事業所母集団データベースは、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報を利用して整備されるものであり、そこに記録されている情報は、調査票情報と同様、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情

報公開法第5条第6号に該当すると解され、不開示とする。

(説明)

事業所母集団データベースは、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報を利用して整備されるものであり、そこに記録されている情報は、調査票情報と同様、仮に開示されることになれば、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査への協力を得ることが困難となり、その結果、統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。

なお、事業所母集団データベースに記録されている情報によっては、情報公開法第5条第2号にも該当することがある。

### (3) 統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報

統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報については、統計目的に限定して特に提供がなされたものであり、公にすることにより統計法に基づく行政記録情報の提供制度の適正な運用に支障を及ぼすとともに、行政記録情報を収集、作成した行政機関における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解され、不開示とする。

(説明)

ア 統計の作成等に用いられる行政記録情報は、統計法第29条第1項及び統計法施行令(平成20年政令第334号)第11条に基づきあらかじめ明示された利用目的の範囲内での利用を条件として、行政記録情報を収集、作成した行政機関から提供を受けるものであり、一般への開示も含め、それ以外の目的での利用は認められていない。

したがって、仮に提供を受けた行政記録情報が開示されることになれば、行政記録情報を収集、作成した行政機関と行政記録情報の提供を受けた行政機関との間の信頼関係を損ない、統計法に基づく行政記録情報の提供制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがある。

また、提供を受けた行政記録情報は、①統計調査の対象選定、②調査票記入内容の確認、③行政記録情報から得られる項目による調査事項の代替等に用いることが想定されており、その内容には保護すべき個人又は法人その他の団体の秘密が含まれると考えられるが、この種の行政記録情報は、行政機関が個別の行政目的のために公にしない前提で収集、作成しているものと考えられ、仮に開示された場合、行政記録情報を収集、作成した行政機関に対する信頼を低下させ、ひいては当該行政機関における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらのことから、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報は、一般的には情報公開法第5条第6号に該当すると解される。

なお、提供された行政記録情報の内容によっては、情報公開法第5条第1号又は第

2号にも該当することがある。

イ 他の行政機関から提供を受けた行政記録情報が、公にすることを前提として収集、作成されている場合には、情報公開法第5条第6号に該当せず、開示の対象となることもあり得るが、その取扱いについては、行政記録情報を収集、作成した行政機関と協議することが必要である。

#### (4) 統計法第35条第1項の規定により作成された匿名データ

匿名データは、個人又は法人その他の団体ごとの調査票情報が識別できない形に加工されたものであり、学術研究又は高等教育の発展に資する場合に限り、手数料を納付することによって提供されるものであることから、統計法に基づく適正管理の義務付け、目的外使用の禁止等の措置を講じないまま公にした場合には、匿名データの提供制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号に該当すると解され、不開示とする。

(説明)

匿名データは、特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないよう秘匿措置が施されたものであるが、個体別の情報が記載されているという点においては調査票情報と異なるものではない。そのため、①使用目的に相当の公益性が認められる場合（学術研究又は教育の発展、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資する等の場合）に限り、手数料を納付することで提供されるものとし（統計法第36条及び第38条、統計法施行令第12条並びに統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）第35条）、②行政機関に匿名データの適正管理義務（同法第39条第1項第1号）及び守秘義務（同法第41条第1号）を課すとともに、匿名データの提供を受けた者には匿名データの適正管理（同法第42条第1項第2号）及び目的外使用の禁止（同法第43条第2項）を義務付け、③これらの規定の実効性を担保するために守秘義務違反及び匿名データの不正な利益を図る目的での提供又は盗用に対する罰則（同法第59条第1項及び第61条第3号）を設け、また、④匿名データの提供を受けた者に利用結果を公表することを求める（統計法第36条第2項）などの措置を講じることにより、被調査者からの信頼を確保している。

仮にこのような措置が講じられないまま個体別の情報が記載された匿名データが開示されることになれば、調査票情報を開示する場合と同様、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、統計調査の適正な遂行や統計法に基づく匿名データの提供制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。

#### (5) 作成された基幹統計及び一般統計調査の結果

作成された基幹統計及び一般統計調査の結果は、定められた公表期日（日時）以前に開示することにより、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらし、社会・経済の混乱を招くおそれがあり、ひいては公的統計への国民の信頼を低下させ、統計関連業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解され、定められた公表期日（日時）以前には不開示とする。

(説明)

ア 作成された基幹統計は、速やかに公表しなければならないこととされている（統計法第8条第1項）が、あらかじめ定められた公表期日（日時）以前に、これを開示することは、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらし、社会・経済の混乱を招くおそれがあり、ひいては公的統計への国民の信頼を低下させ、統計関連業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。このため、定められた公表期日（日時）以前の基幹統計は、情報公開法第5条第6号の不開示情報に該当すると解される。

なお、基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、基幹統計を定められた公表期日（日時）以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている（統計法第58条）。

イ また、一般統計調査の結果のうち、あらかじめ公表期日（日時）が定められているものについては、公表期日（日時）以前に開示することにより、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらし、社会・経済の混乱を招くおそれがあり、ひいては公的統計への国民の信頼を低下させ、統計関連業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられることは基幹統計と同様であり、定められた公表期日（日時）以前には、不開示とする。

なお、あらかじめ公表期日（日時）が定められていないもの又は非公表とされているものについては、個々の具体的事案に即して不開示情報該当性の判断を行うものとする。

## (6) 名簿

ア 調査対象名簿

世帯又は個人を対象とする統計調査の調査対象名簿（調査票に該当するものを除く。）に記載された世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないと解され、不開示とする。

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人を対象とする調査対象名簿（調査票に該当するものを除く。）については、情報公開法第5条第2号及び同条第6号の不開示情報該当性を判断し、不開示情報を除き、開示する。

(説明)

世帯又は個人を対象とする統計調査の調査対象名簿に記載された世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書の、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないと考えられることから、不開示とする。

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人を対象とする調査対象名簿については、不開示情報とされている情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、同号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公としないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」及び同条第6号の「公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断し、不開示情報を除き、開示する。

#### イ 統計調査員の名簿

統計調査員の名簿に記載された統計調査員の氏名、年齢、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないと解され、不開示とする。

（説明）

統計調査員の名簿に記載された統計調査員の氏名、年齢、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書（前述ア参照）のいずれにも該当しないと考えられることから、不開示とする。

### (7) その他の統計関係文書

その他統計法に基づく各種手続に係る文書（基幹統計調査又は一般統計調査の承認の申請書、地方公共団体等が行う統計調査の届出書、匿名データの提供依頼申出書等）及び統計法に基づく各種手続に係る事務処理要領、手引等については、情報公開法第5条各号の不開示情報該当性を判断し、不開示情報を除き、開示する。

### 3 地方公共団体が保管している国の統計調査関係文書等の取扱いについて

- 国の基幹統計調査に関する事務の一部は地方公共団体の法定受託事務とされている。法定受託事務のうち、情報の管理自体が法定受託事務と考えられるものや、法定受託事

務の処理について決裁中の文書のように、その情報の管理が法定受託事務の処理と密接不可分の関係を有するものについては、これらの情報の管理について、国は「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」の中で、その取扱いについて定めることが可能と解されている。

このことを踏まえ、調査実施者は、当該処理基準において、地方公共団体に対して開示請求がなされた場合の統計調査関係文書の取扱いについて、本ガイドラインの趣旨を体して定めることとする。

- また、一般統計調査は、個別の委託契約に基づいて実施されるが、調査実施者は、当該契約において、条例に基づき地方公共団体に対して開示請求がなされた場合の統計調査関係文書の取扱いについて、本ガイドラインの趣旨を体して定めることとする。
- なお、地方公共団体が自ら作成している統計に係る文書の公開については、総務省政策統括官（統計制度担当）は、本ガイドラインの趣旨に関し、地方公共団体に対して周知を図ることとする。

附 則

平成 31 年 4 月 26 日付けで改正された本ガイドラインは、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

令和 3 年 7 月 27 日付けで改正された本ガイドラインは、同日から施行する。